

部外秘

フォルトゥーナ西宮 運営規定

第 5 版

令和 8 年 1 月 1 日施行

# 部外秘

## (目次)

|                   |       |
|-------------------|-------|
| ● 名称              | 3 ページ |
| ● 目的              |       |
| ● 活動              |       |
| ● 選手              |       |
| ● 入部              |       |
| ● 選手の責務           | 4 ページ |
| ● 選手の守秘義務         |       |
| ● 不慮の事故等に対する補償と責任 |       |
| ● 部費              |       |
| ● 部費の減免           |       |
| ● 活動拠点            |       |
| ● 活動日の設定          | 5 ページ |
| ● 選手の活動期間         |       |
| ● 退部              |       |
| ● チームスタッフ         |       |
| ● チームスタッフの任期      |       |
| ● 代表の責務           |       |
| ● 監督の責務           | 6 ページ |
| ● コーチの責務          |       |
| ● マネージャーの責務       |       |
| ● トレーナーの責務        |       |
| ● チームスタッフの守秘義務    |       |
| ● 会計              |       |
| ● 会計年度            |       |
| ● 運営規定の変更         |       |
| ● 委任              |       |
| ● 付則              |       |

## フォルトゥーナ西宮 運営規定

### （名称）

第1条 本会はフォルトゥーナ西宮（以下、当クラブ）と称する

### （目的）

第2条 当クラブはバレーボールを通じて、次の事項を主な目的として活動する

- （1） スポーツマンとしてのマナーや社会性の向上
- （2） バレーボールに対する専門的な知識および技能の習得
- （3） 学んだ知識、技能および資質を地域や社会に還元できる能力の育成
- （4） コミュニケーション能力の向上

### （活動）

第3条 当クラブは前条の目的を達成するため、次の活動を行う

- （1） バレーボールにおける技術指導
- （2） 競技力向上にむけた体力強化
- （3） ヤングクラブバレーボール連盟主催大会の参加
- （4） 中学校体育連盟主催大会の参加
- （5） その他団体主催の交流大会および練習会等の参加
- （6） 各種研究会および講演会等の参加
- （7） 西宮市の地域クラブ活動「プレミヤ」の協力
- （8） 当クラブの目的達成に必要な活動

### （選手）

第4条 当クラブの会員（以下、選手）は次の事項に該当する者とする

但し、当クラブの定める規定等に反した場合は当クラブの判断により退部させることができる

- （1） 当クラブの目的および規定を理解し、遵守できる者
- （2） 活動拠点に通うことができる小学6年生から中学2年生の女子  
但し、小学6年生の入部は中学に進学する年の1月より認める
- （3） バレーボールに興味および関心がある者
- （4） 学校生活との両立ができる者
- （5） 別に定める規定を遵守できる者

### （入部）

第5条 選手として入部する者は「入部届」を当クラブへ提出し承認を得るものとする

# 部外秘

## （選手の責務）

第6条 選手は当クラブの各種規定を遵守し、チームスタッフの指示に従うこと

第7条 選手は当クラブ以外のクラブ活動を認める

但し、当クラブを優先して活動する義務はないが、他のヤングバレーボールクラブの活動は認めない

第8条 選手は何事も自己責任において行動すること

第9条 当クラブは活動中の盗難および傷害等の事故に対して、一切の責任を負わない

## （選手の守秘義務）

第10条 選手は活動上知り得た秘密および個人情報を第三者に漏らしてはならない

また退部後および卒部後においても同様とする

## （不慮の事故等に対する補償と責任）

第11条 当クラブの活動中（往復の経路を含む）に発生した事故等の補償については、全てスポーツ安全保険で対応することとし、当クラブおよび代表は一切の責任を負わない

## （部費）

第12条 活動部費（以下、部費）は次の項目に応じて納入するものとする

但し、一度納入された部費等はいかなる場合においても返還しない

- 入会金：20,000 円（初 月：スポーツ安全保険および登録料、遠征着等購入費用）
- 年会費： 1,500 円（毎年 3 月：スポーツ安全保険および登録更新等）
- 部 費： 8,000 円（毎 月：物品購入、大会参加費およびその他雑費等）

尚、小学 6 年生の部費については中学に進学するまで 3,000 円とする

第13条 物品購入および大会参加に掛かる移動費等において部費で賄うことが困難な場合は別途、選手より徴収または自己負担が発生する場合がある

第14条 部費の納入は入部する当月から活動期間が終了した月までとする

## （部費の減免）

第15条 活動回数等による部費の減免等はない

第16条 選手が活動休止となった場合においても同様の扱いとする

第17条 物価高騰および社会情勢等により、当クラブの運営に影響が生じる場合は部費を増額する場合がある

第18条 部費の変更はチームスタッフ、選手および選手の保護者の同意を得て変更する

## （活動拠点）

第19条 当クラブの活動拠点は西宮市立真砂中学校体育館（以下、体育館）とする

第20条 当該中学校の学校行事等で体育館に使用制限等が生じた場合は、当該中学校の

# 部外秘

規則に準じ、活動の休止（いわゆる休養日）もしくは一時的に活動拠点を変更する

場合がある（別紙「プレミヤ」クラブの中学校施設開放利用の手引き（以下、手引き等）参照）

第21条 気象警報発令時および地震発生時の措置は手引き等に準ずる

（活動日の設定）

第22条 当クラブは手引き等に準じて活動する

- 平日：18時00分～20時15分（週2～3回）
- 休日：9時00分～21時00分のうち2～4時間程度（週2回）
- 祝日：活動日と重なった場合、原則休養日とする

※土曜日および日曜日は月1～2回程度、どちらか1日を休養日にする場合がある

第23条 活動日および活動時間は状況により変更する場合がある

（選手の活動期間）

第24条 選手の活動期間は中学3年次の年度末までを活動期間とする

第25条 前条の選手を当クラブの卒部生として扱う

（退部）

第26条 前条の途中で当クラブの退部を希望する選手は「退会届」を当クラブへ提出することで当クラブを退部することができる

第27条 当クラブでの活動の意思に関わらず、退部届の提出がない限り、当クラブの選手として扱う

第28条 一度退部した選手の再入部は原則認めない

第29条 卒部生の退部届の提出は不要とする

（チームスタッフ）

第30条 当クラブのチームスタッフに次の役職を置く

- (1) 代 表：1名
- (2) 監 督：1名
- (3) コ ー チ：数名
- (4) マネージャー：数名
- (5) トレーナー：数名

※(1) および(2)は兼任することができる

※(3) および(5)が不在の場合は(1)の者がその責務を遂行する

（チームスタッフの任期）

第31条 チームスタッフの任期は1年とする

但し、再任を妨げない

# 部外秘

## （代表の責務）

第32条 代表は当クラブを代表し、その事業を総括する

## （監督の責務）

第33条 監督は活動中および練習を総括し、その職務を遂行する

第34条 監督は公益財団法人日本スポーツ協会および公益財団法人日本バレーボール協会  
公認スポーツ指導者（バレーボールコーチ 1 以上）の資格を有しなければならない

## （コーチの責務）

第35条 コーチは監督を補佐し、当クラブの運営を補助する

## （マネージャーの責務）

第36条 マネージャーは当クラブ運営において、事務全般を遂行するほか、選手の活動の補助を行う

## （トレーナーの責務）

第37条 トレーナーは選手の怪我防止、ベストパフォーマンスに向けた支援、指導を行う

## （チームスタッフの守秘義務）

第38条 チームスタッフは活動上知り得た秘密を他に漏らしてはならない  
また活動終了後においても同様とする

## （会計）

第39条 当クラブの経費は部費、補助金、寄付金、協賛金およびその他の収入をもってこれにあてる

第40条 当クラブの会計の管理は代表が管理する

## （会計年度）

第41条 当クラブの会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる

## （運営規定の変更）

第42条 当運営規定に変更があるはチームスタッフ、選手および選手の保護者の同意を得て変更する

## （委任）

第43条 当運営規定に定めない事項および運営上必要な事項については別に定める

## （付則）

この運営規定は令和 7 年 9 月 1 日より施行する

# 部外秘

(改版履歴)

|                 |                                        |
|-----------------|----------------------------------------|
| 令和 7 年 2 月 23 日 | 新規作成                                   |
| 令和 7 年 7 月 31 日 | 条文の追加（第 18 条、第 28 条）、書式の見直し、文言の変更および追加 |
| 令和 7 年 10 月 1 日 | 名称の変更、フォントの変更                          |
| 令和 7 年 10 月 5 日 | 入会金見直しによる価格変更                          |
| 令和 8 年 1 月 1 日  | 文言の変更および追記（第 4 条、第 12 条）               |